

## 国務院、「企業情報公示暫定条例」を公布

### 企業年度報告が導入され、違反企業はブラックリストに掲載

トランザクションバンキング部

国務院は8月7日付で「企業情報公示暫定条例」（以下略称、「本条例」）を公布しました。10月1日から施行されます。

本条例は2014年2月7日付の「登録資本登記制度改革方案（国発〔2014〕7号）」<sup>1</sup>で示された、企業年度検査制度を廃止し企業年度報告公示制度を導入するという具体的措置を規定したものです。また、中国（上海）自由貿易試験区では、2014年3月3日付で上海市工商行政管理局が公布した「中国（上海）自由貿易試験区企業年度報告公示弁法（試行）」<sup>2</sup>により、先行して企業年度報告公示制が施行されています。

#### 1、概要

登録資本の実際払込登記制度を払込引受登記制度へと変更する登録資本登記制度改革方案以降、中国では、企業の信用をどう判断するのかということが課題になり、政府は「事後監督管理」を重視するようになっていきます。

本条例により、企業は毎年年度報告を行い、その内容を社会へ公示する必要があります。各種情報を公示することで企業自身の規律を高めることが期待されると同時に、企業は新たな取引を開始する前に相手先企業情報を知ることができるようになります。そして、情報公示を行わない企業は経営異常企業リストや嚴重違法企業リストに企業名が掲載され公示されてしまいます。

また、政府当局部門間の相互情報共有プラットフォームの構築も予定されており、今までは分散して保存されていた企業情報が一元化されることとなります。

#### 2、企業情報の公示

廃止された「企業年度検査」に代わり、企業は「企業年度報告」を行う必要があります。「企業年度報告」とは、企業が毎年1月1日から6月30日までに「企業信用情報公示システム」<sup>3</sup>を通じて工商行政管理部門へ前年度の年度報告を送付し、企業の経営状況に関する情報を社会へ公示する制度のことです<sup>4</sup>。総資産や負債、売上等のデータは公示するかどうかを選択することができます。

企業が自身で公示する企業情報には年度報告公示制度の他に、持分譲渡といった情報が発生してから20営業日以内にシステムを通じて公示しなければならない即時公示制度もあります。

また、それ以外の企業情報も当局によって公示されることとなります。

<sup>1</sup> 詳細はニュースレター第91期をご覧ください。 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314032603.pdf>

<sup>2</sup> 詳細はニュースレター第93期をご覧ください。 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314032605.pdf>

<sup>3</sup> 「企業信用情報公示システム」の中文名称は「全国企业信用信息公示系统」です。詳細は <http://gsxt.saic.gov.cn> をご覧ください。

<sup>4</sup> 新設企業の場合、次年度から年度報告を送付し公示します。

【図表 1： 公示される企業情報】

企業が自身で公示する企業情報	
年度報告公示制度	<p>▶ 企業は毎年、企業信用情報公示システムを通じて「企業年度報告」を行い、企業情報を社会へ公示する。</p> <p>▶ 年度報告の内容。</p> <p><u>&lt;必ず公示しなければならない情報&gt;</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 企業連絡先住所、郵便番号、連絡先電話番号、電子メール等の情報</li> <li>2) 企業開業、営業停止、清算等の存続状態情報</li> <li>3) 企業の他社への出資状況、持分買取情報</li> <li>4) 企業が有限責任会社或いは株式会社の場合、その株主或いは発起人の引受・払込出資額、出資時期、出資方式等の情報</li> <li>5) 有限責任会社の株主持分譲与等の持分変更情報</li> <li>6) 企業ウェブサイト或いはインターネット経営に従事するオンライン店舗の名称、インターネットアドレス等の情報</li> </ol> <p><u>&lt;公示するか選択できる情報<sup>5</sup>&gt;</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7) 企業の業務に従事する人数、資産総額、負債総額、対外提供している保証、所有者権益合計、営業総収入、主要営業収入、利潤総額、純利益、納税総額の情報</li> </ol>
即時公示制度	<p>▶ 年度報告とは別に、発生してから 20 営業日以内に企業信用情報公示システムを通じて社会へ公示しなければならない即時性情報。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 有限責任会社の株主或いは株式有限会社の発起人の引受・払込出資額、出資時期、出資方式等の情報</li> <li>2) 有限責任会社株主持分譲渡等の持分変更情報</li> <li>3) 行政許可取得、変更、継続情報</li> <li>4) 知的所有権の質権設定情報</li> <li>5) 行政処罰を受けた情報</li> <li>6) その他、法に則って公示しなければならない情報</li> </ol>
その他（当局によって公示される情報）	
<p><u>&lt;工商行政管理部门が公示する企業情報&gt;</u></p> <p>▶ 発生してから 20 営業日以内に公示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 登録登記、備案（届出）情報</li> <li>2) 動産抵当権登記情報</li> <li>3) 持分質権設定情報</li> <li>4) 行政処罰情報</li> <li>5) その他、法に則って公示すべき情報</li> </ol> <p><u>&lt;工商行政管理部门以外のその他政府部門が公示する企業情報&gt;</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 行政許可の取得、変更、延長情報</li> <li>2) 行政処罰情報</li> <li>3) その他、法に則って公示しなければならない情報</li> </ol>	

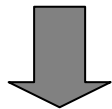
<sup>5</sup> 公示されていない場合でも、「企業の同意を経て、公民、法人或いはその他組織は、企業が公示しないことを選択した情報を問い合わせることができる。」とされています。

### 3、経営異常リストへの登録

期限までに情報を公示しなかった場合や、当局が行う企業公示情報に対する抜き取り検査によって虚偽の報告をしていることが発覚した場合は、「経営異常リスト」や「嚴重違法企業リスト（ブラックリスト）」に登録され公示される恐れがあります。リストに企業名が掲載されてしまうと企業の信用問題になりますので、適切な対応が必要です。

【図表2：リストへの登録】

経営異常リストへの登録
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 以下の状況の一つでも該当した場合、企業は経営異常リストへ登録され、企業信用情報公示システムを通じて社会へ公示される。情状が深刻な場合、行政処罰を受ける可能性あり。               <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 企業が本条例規定の期限に照らして年度報告を公示しない或いは工商行政管理部門が命令する期限に照らして関連企業情報を公示しない場合</li> <li>2) 企业公示情報が真実の状況を隠し、粉飾している場合</li> </ul> </li> <li>▶ 経営異常リストに登録された企業は、本条例規定に照らして公示義務を履行すれば経営異常リストから外れる。</li> </ul>



満3年経っても本条例規定に照らして公示義務を履行しない場合

嚴重違法企業リスト（ブラックリスト）への登録
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業は嚴重違法企業リストに登録され、企業信用情報公示システムを通じて社会へ公示される。</li> <li>▶ 嚴重違法企業リストに登録されると以下の制限を受ける。               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 当該企業の法定代表者・責任者は、3年以内にその他企業の法定代表者、責任者に就くことができない</li> <li>✓ 政府調達、プロジェクト入札、国有土地譲渡、荣誉称号授与等において、制限或いは禁止措置を受ける</li> </ul> </li> <li>▶ 嚴重違法企業リストに登録後5年間、本条例規定に照らして公示義務の違反をしなければ、嚴重違法企業リストから外れる。</li> </ul>

### 4、影響等

企業にとっては、毎年1月1日から6月30日までに企業年度報告を行い、20営業日以内に即時性情報を企業信用情報公示システムに登録し公示するといった対応を行わなければ、経営異常リストに掲載されるリスクがあることに注意が必要です。

2014年8月19日付で「抜き取り調査」や「企業経営異常リスト」についての具体的な関連弁法が公布されており、制度が整備されていることが伺えます。

【図表3：2014年8月19日付で公布された関連弁法】

✓ 国家工商行政管理総局令67号	「企业公示情報抜き取り調査暫定弁法」
✓ 国家工商行政管理総局令68号	「企業経営異常リスト管理暫定弁法」
✓ 国家工商行政管理総局令69号	「個人事業主年度報告暫定弁法」
✓ 国家工商行政管理総局令70号	「農民專業合作社年度報告公示暫定弁法」
✓ 国家工商行政管理総局令71号	「工商行政管理行政処罰情報公示暫定規定」

また、公示情報の虚偽を発見した場合は当局に通報することができ、公示情報に疑問がある場合は当局に問い合わせることができるかと規定されています。

抜き取り検査については、当局は会計事務所等の専門機構に委託し、その専門機構が出した結論を利用することができます。

また、「企業公示情報抜き取り調査暫定弁法」では、管轄区内の少なくとも3%以上の企業を抜き取り検査するとしており、抜き取り検査には工商行政管理部門が①企業登録番号等に基づきランダムに抽出する場合、②企業タイプ、経営規模、所属業種、地理区域等の特定条件に照らしてランダムに抽出する場合の2パターンがあるとされています。

登録資本登記制度改革以降、登録資本金の制限が無くなり、出資完了期限も企業が自由に決められるようになっていきます（別途規定される場合を除く）。そのため、実際の業態に対して不自然に大きな資本金額や長い出資期限を設定することもできますが、企業情報公示システムによってその数値は公示されますし、「不正」の疑いのある会社として当局の抜き取り検査の対象になる可能性が高まりますので、悪意の企業登録は困難になることが期待されます。

当面の影響については当局による実務運用によっても異なると思われ、今後が注目されます。

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;"><b>中华人民共和国国务院令 第654号</b></p> <p>《企业信息公示暂行条例》已经2014年7月23日国务院第57次常务会议通过，现予公布，自2014年10月1日起施行。</p> <p style="text-align: right;">总理 李克强 2014年8月7日</p>	<p style="text-align: center;"><b>中華人民共和國國務院令 第654号</b></p> <p>「企業情報公示暫定条例」は既に2014年7月23日に國務院第57回常務會議を通過した、ここに公布し、2014年10月1日より施行する。</p> <p style="text-align: right;">総理 李克強 2014年8月7日</p>
<p style="text-align: center;"><b>企业信息公示暂行条例</b></p> <p>第一条 为了保障公平竞争，促进企业诚信自律，规范企业信息公示，强化企业信用约束，维护交易安全，提高政府监管效能，扩大社会监督，制定本条例。</p> <p>第二条 本条例所称企业信息，是指在工商行政管理部门登记的企业从事生产经营活动过程中形成的信息，以及政府部门在履行职责过程中产生的能够反映企业状况的信息。</p> <p>第三条 企业信息公示应当真实、及时。公示的企业信息涉及国家秘密、国家安全或者社会公共利益的，应当报请主管的保密行政管理部门或者国家安全机关批准。县级以上地方人民政府有关部门公示的企业信息涉及企业商业秘密或者个人隐私的，应当报请上级主管部门批准。</p> <p>第四条 省、自治区、直辖市人民政府领导本行政区域的企业信息公示工作，按照国家社会信用信息平台建设的总体要求，推动本行政区域企业信用信息公示系统的建设。</p> <p>第五条 国务院工商行政管理部门推进、监督企业信息公示工作，组织企业信用信息公示系统的建设。国务院其他有关部门依照本条例规定做好企业信息公示相关工作。县级以上地方人民政府有关部门依照本条例规定做好企业信息公示工作。</p>	<p style="text-align: center;"><b>企業情報公示暫定条例</b></p> <p>第一条 公平な競争を保障し、企業の信義誠実と自律を促進し、企業情報公示を規範化し、信用による企業への制約力を強化し、取引安全を維持し、政府による監督管理機能を向上させ、社会による監督を拡大するため、本条例を制定する。</p> <p>第二条 本条例でいう企業情報とは、工商行政管理部門に登録した企業が生産経営活動に従事する過程で形成された情報、及び政府部門が職責を履行する過程で発生した企業状況を反映できる情報を指す。</p> <p>第三条 企業情報公示は真実で即時性を有しなければならない。公示した企業情報が国家秘密、国家安全或いは社会公共利益に関係する場合、主管する秘密保持行政管理部门或いは国家安全機関へ許可申請しなければならない。県級以上の地方人民政府関連部門が公示する企業情報が企業商業秘密或いは個人のプライバシーに関係する場合、上級主管部門へ許可申請しなければならない。</p> <p>第四条 省、自治区、直轄市の人民政府は当該行政区域の企業情報公示業務を指導し、国家社会信用情報プラットフォーム建設の総体要求に照らして、同行政区域の企業信用情報公示システムの構築を推進する。</p> <p>第五条 國務院工商行政管理部門は企業情報公示業務を推進、監督し、企業信用情報公示システムの構築を組織する。國務院のその他関連部門は本条例規定に照らして企業情報公示関連業務を適切に行う。県級以上の地方人民政府関連部門は本条例規定に照らして企業情報公示業務を適切に行う。</p>



第六条 工商行政管理部门应当通过企业信用信息公示系统，公示其在履行职责过程中产生的下列企业信息：

- (一) 注册登记、备案信息；
- (二) 动产抵押登记信息；
- (三) 股权出质登记信息；
- (四) 行政处罚信息；
- (五) 其他依法应当公示的信息。

前款规定的企业信息应当自产生之日起 20 个工作日内予以公示。

第七条 工商行政管理部门以外的其他政府部门（以下简称其他政府部门）应当公示其在履行职责过程中产生的下列企业信息：

- (一) 行政许可准予、变更、延续信息；
- (二) 行政处罚信息；
- (三) 其他依法应当公示的信息。

其他政府部门可以通过企业信用信息公示系统，也可以通过其他系统公示前款规定的企业信息。工商行政管理部门和其他政府部门应当按照国家社会信用信息平台建设的总体要求，实现企业信息的互联互通。

第八条 企业应当于每年 1 月 1 日至 6 月 30 日，通过企业信用信息公示系统向工商行政管理部门报送上一年度年度报告，并向社会公示。

当年设立登记的企业，自下一年起报送并公示年度报告。

第九条 企业年度报告内容包括：

- (一) 企业通信地址、邮政编码、联系电话、电子邮箱等信息；
- (二) 企业开业、歇业、清算等存续状态信息；
- (三) 企业投资设立企业、购买股权信息；
- (四) 企业为有限责任公司或者股份有限公司的，其股东或者发起人认缴和实缴的出资额、出资时间、出资方式等信息；

第六条 工商行政管理部门は企業信用情報公示システムを通じて、職責を履行する過程において発生した以下の企業情報を公示しなければならない：

- (一) 登録登記、備案（届出）情報；
- (二) 動産抵当権登記情報；
- (三) 持分質権設定情報；
- (四) 行政処罰情報；
- (五) その他法に則って公示すべき情報。

前項で規定した企業情報は発生してから 20 営業日以内に公示しなければならない。

第七条 工商行政管理部门以外の他の他の政府部門（以下略称、その他政府部門）はその職責を履行する過程で発生した以下企業情報を公示しなければならない：

- (一) 行政許可の許可、変更、延長情報；
- (二) 行政処罰情報；
- (三) その他法に則って公示しなければならない情報。

その他政府部門は企業信用情報公示システムを通じて、またその他システムを通じて前項で規定した企業情報を公示することができる。工商行政管理部门とその他政府部門は国家社会信用情報プラットフォーム構築の总体要求に照らして、企業情報のインターネット共有を実現しなければならない。

第八条 企業は毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日に企業信用情報公示システムを通じて工商行政管理部门へ前年度の年度報告を送付し、社会へ公示しなければならない。当年に設立登記した企業は、次年度から年度報告を送付し公示する。

第九条 企業年度報告の内容は以下を含む：

- (一) 企業連絡先住所、郵便番号、連絡先電話番号、電子メール等の情報；
- (二) 企業開業、営業停止、清算等の存続状態情報；
- (三) 企業の他社への出資状況、持分買取情報；
- (四) 企業が有限責任会社或いは株式有限会社の場合、その株主或いは発起人の引受・払込出資額、出資時期、出資方式等の情報；
- (五) 有限責任会社の株主持分譲与等の持分変更情報；

(五) 有限责任公司股东股权转让等股权变更信息;

(六) 企业网站以及从事网络经营的网店名称、网址等信息;

(七) 企业从业人数、资产总额、负债总额、对外提供保证担保、所有者权益合计、营业总收入、主营业务收入、利润总额、净利润、纳税总额信息。

前款第一项至第六项规定的信息应当向社会公示, 第七项规定的信息由企业选择是否向社会公示。

经企业同意, 公民、法人或者其他组织可以查询企业选择不公示的信息。

第十条 企业应当自下列信息形成之日起 20 个工作日内通过企业信用信息公示系统向社会公示:

(一) 有限责任公司股东或者股份有限公司发起人认缴和实缴的出资额、出资时间、出资方式等信息;

(二) 有限责任公司股东股权转让等股权变更信息;

(三) 行政许可取得、变更、延续信息;

(四) 知识产权出质登记信息;

(五) 受到行政处罚的信息;

(六) 其他依法应当公示的信息。

工商行政管理部门发现企业未依照前款规定履行公示义务的, 应当责令其限期履行。

第十一条 政府部门和企业分别对其公示信息的真实性、及时性负责。

第十二条 政府部门发现其公示的信息不准确的, 应当及时更正。公民、法人或者其他组织有证据证明政府部门公示的信息不准确的, 有权要求该政府部门予以更正。

企业发现其公示的信息不准确的, 应当及时更正; 但是, 企业年度报告公示信息的更正应当在每年 6 月 30 日之前完成。更正前后的信息应当同时公示。

(六) 企業ウェブサイト或いはインターネット経営に従事するオンライン店舗の名称、インターネットアドレス等の情報;

(七) 企業の従業員数、資産総額、負債総額、对外提供している保証、所有者權益合計、營業総収入、主要營業収入、利潤総額、純利益、納税総額の情報。

前項の第一から第六に規定された情報は社会に公示されなければならない。第七項が規定する情報は企業が社会に公示するかどうかを選択する。

企業の同意を経て、公民、法人或いはその他組織は企業が公示しないことを選択した情報を問い合わせることができる。

第十条 企業は下記情報が発生してから 20 営業日以内に企業信用情報公示システムを通じて社会へ公示しなければならない:

(一) 有限責任会社の株主或いは株式有限会社の発起人の引受・払込出資額、出資時期、出資方式等の情報;

(二) 有限責任会社株主持分譲渡等の持分変更情報;

(三) 行政許可取得、変更、継続情報;

(四) 知的所有権の質権設定情報;

(五) 行政処罰を受けた情報;

(六) その他法に則って公示しなければならない情報。

工商行政管理部门は企業が前項規定に基づき公示義務を履行していないことを発見した場合、その期限付き履行を命じなければならない。

第十一条 政府部門と企業はそれぞれその公示情報の真実性、即時性に対して責任を負う。

第十二条 政府部門がその公示情報が不正確であることを発見した場合、速やかに修正させなければならない。公民、法人或いはその他組織が政府部門の公示情報が不正確であることを証明する証拠を有する場合、当該政府部門へ修正を要求する権利を有する。

企業がその公示情報が不正確であることを発見した場合、速やかに修正しなければならない; ただし、企業年度報告公示情報の修正は毎年 6 月 30 日前に完了させな

第十三条 公民、法人或者其他组织发现企业公示的信息虚假的，可以向工商行政管理部门举报，接到举报的工商行政管理部门应当自接到举报材料之日起 20 个工作日内进行核查，予以处理，并将处理情况书面告知举报人。

公民、法人或者其他组织对依照本条例规定公示的企业信息有疑问的，可以向政府部门申请查询，收到查询申请的政府部门应当自收到申请之日起 20 个工作日内书面答复申请人。

第十四条 国务院工商行政管理部门和省、自治区、直辖市人民政府工商行政管理部门应当按照公平规范的要求，根据企业注册号等随机摇号，确定抽查的企业，组织对企业公示信息的情况进行检查。

工商行政管理部门抽查企业公示的信息，可以采取书面检查、实地核查、网络监测等方式。工商行政管理部门抽查企业公示的信息，可以委托会计师事务所、税务师事务所、律师事务所等专业机构开展相关工作，并依法利用其他政府部门作出的检查、核查结果或者专业机构作出的专业结论。

抽查结果由工商行政管理部门通过企业信用信息公示系统向社会公布。

第十五条 工商行政管理部门对企业公示的信息依法开展抽查或者根据举报进行核查，企业应当配合，接受询问调查，如实反映情况，提供相关材料。

对不予配合情节严重的企业，工商行政管理部门应当通过企业信用信息公示系统公示。

なければならない。修正前後の情報は同時に公示しなければならない。

第十三条 公民、法人或いはその他組織が企業公示情報の虚偽を発見した場合、工商行政管理部门へ通報することができ、通報を受けた工商行政管理部门は通報資料を受取ってから 20 営業部以内に照合確認を行い、処理し、処理状況を書面で通報人へ告知しなければならない。

公民、法人或いはその他組織が本条例規定公示に照らして公示された企業情報に疑問がある場合、政府部門へ問い合わせ申請することができ、問い合わせ申請を受けた政府部門は申請を受けた日から 20 営業日以内に申請人に書面で回答しなければならない。

第十四条 國務院工商行政管理部门と省、自治区、直轄市人民政府工商行政管理部门は公平規範の要求に照らして、企業登記番号等に基づき番号をランダムに抽出し、抜き取り検査を行う企業を確定し、企業公示情報の状況に対して組織的に検査を行わなければならない。

工商行政管理部门が企業公示情報を抜き取り検査する時、書面検査、実施照合確認、インターネットモニタリング等の方式を採用できる。工商行政管理部门の企業公示情報の抜き取り検査は、会計士事務所、税理士事務所、弁護士事務所等の専門機構に委託して関連業務を展開し、法に則ってその他政府部門が出した検査、照合確認結果或いは専門機構が出した専門結論を利用することができる。

抜き取り検査結果は工商行政管理部门から企業信用信息公示システムを通じて社会に公示される。

第十五条 工商行政管理部门は企業公示情報に対して法に則って抜き取り検査を展開或いは通報に基づき照合確認を行う時、企業は協力し、質問調査を受け入れ、事実通りに状況を反映して、関連資料を提出しなければならない。

非協力的情状が深刻な企業に対して、工商行政管理部门は企業信用信息公示システムを通じて公示しなければならない。



第十六条 任何公民、法人或者其他组织不得非法修改公示的企业信息，不得非法获取企业信息。

第十七条 有下列情形之一的，由县级以上工商行政管理部门列入经营异常名录，通过企业信用信息公示系统向社会公示，提醒其履行公示义务；情节严重的，由有关主管部门依照有关法律、行政法规规定给予行政处罚；造成他人损失的，依法承担赔偿责任；构成犯罪的，依法追究刑事责任：

(一) 企业未按照本条例规定的期限公示年度报告或者未按照工商行政管理部门责令的期限公示有关企业信息的；

(二) 企业公示信息隐瞒真实情况、弄虚作假的。

被列入经营异常名录的企业依照本条例规定履行公示义务的，由县级以上工商行政管理部门移出经营异常名录；满3年未依照本条例规定履行公示义务的，由国务院工商行政管理部门或者省、自治区、直辖市人民政府工商行政管理部门列入严重违法企业名单，并通过企业信用信息公示系统向社会公示。被列入严重违法企业名单的企业的法定代表人、负责人，3年内不得担任其他企业的法定代表人、负责人。

企业自被列入严重违法企业名单之日起满5年未再发生第一款规定情形的，由国务院工商行政管理部门或者省、自治区、直辖市人民政府工商行政管理部门移出严重违法企业名单。

第十八条 县级以上地方人民政府及其有关部门应当建立健全信用约束机制，在政府采购、工程招投标、国有土地出让、授予荣誉称号等工作中，将企业信息作为重要考量因素，对被列入经营异常名录或者严重违法企业名单的企业依法予以限制或者禁入。

第十九条 政府部门未依照本条例规定履行

第十六条 如何なる公民、法人或いはその他組織も公示された企業情報を違法に修正してはならず、企業情報を違法に取得してはならない。

第十七条 以下の状況のいずれかに該当した場合、県級以上の工商行政管理部门は経営異常リストに登録し、企業信用情報公示システムを通じて社会へ公示し、その公示義務を履行するよう注意を促す；情状が深刻な場合、関連主管部门は関連法律、行政法規規定に照らして行政处罚を与える；他人に損失を与えた場合、法に則って賠償責任を引受ける；罪を犯した場合、法に則って刑事責任を追及する：

(一) 企業が本条例規定の期限に照らして年度報告を公示しない或いは工商行政管理部门が命令する期限に照らして関連企業情報を公示しない場合；

(二) 企业公示情報が真実の状況を隠し、粉飾している場合。

経営異常リストに登録された企業は本条例規定に照らして公示義務を履行した場合、県級以上の工商行政管理部门は経営異常リストから外す；満3年経っても本条例規定に照らして公示義務を履行しない場合、国务院工商行政管理部门或いは省、自治区、直辖市人民政府工商行政管理部门は嚴重違法企業リストに登録し、企業信用情報公示システムを通じて社会へ公示する。嚴重違法企業リストに登録された企業の法定代表人、責任者は、3年以内にその他企業の法定代表人、責任者を担ってはならない。

企業は嚴重違法企業リストに登録後5年間、第一項規定の状況が再発しなければ、国务院工商行政管理部门或いは省、自治区、直辖市人民政府工商行政管理部门は嚴重違法企業リストから外す。

第十八条 県級以上の地方人民政府及び関連部門は健全な信用制限体制を構築し、政府調達、プロジェクト入札、国有土地譲渡、荣誉称号授与等において、企業情報を重要な考慮要素とし、経営異常リスト或いは重要違反企業リストに登録された企業は法に則って制限或いは禁止事項が与えられる。

第十九条 政府部門が本条例規定に照らして職責を履

<p>职责的，由监察机关、上一级政府部门责令改正；情节严重的，对负有责任的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。</p>	<p>行しない場合、監察機関、一級上の政府部門が是正を命じる；状況が深刻な場合、責任ある主管人員とその他直接責任者に対して法に則り処分を与える；犯罪を構成した場合、法に則って刑事責任を追及する。</p>
<p>第二十条 非法修改公示的企业信息，或者非法获取企业信息的，依照有关法律、行政法规规定追究法律责任。</p>	<p>第二十条 公示された企業情報を違法に修正する、或いは企業情報を違法に取得した場合、関連法律、行政法規規定に照らして法律責任を追及する。</p>
<p>第二十一条 公民、法人或者其他组织认为政府部门在企业信息公示工作中的具体行政行为侵犯其合法权益的，可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。</p>	<p>第二十一条 公民、法人或いはその他組織が政府部門の企業情報公示業務の中の具体的行政行為がその合法權益を侵犯していると認める場合、法に則って行政再審を申請する或いは行政訴訟を起こすことができる。</p>
<p>第二十二条 企业依照本条例规定公示信息，不免除其依照其他有关法律、行政法规规定公示信息的义务。</p>	<p>第二十二条 企業が本条例規定に基づき情報を公示することは、その他関連法律、行政法規規定に照らして情報公示の義務を免除しない。</p>
<p>第二十三条 法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织公示企业信息适用本条例关于政府部门公示企业信息的规定。</p>	<p>第二十三条 法律、法規で授權された管理公共事務機能を有する組織の企業情報公示は、本条例の政府部門の企業情報公示に関する規定を適用する。</p>
<p>第二十四条 国务院工商行政管理部门负责制定企业信用信息公示系统的技术规范。个体工商户、农民专业合作社信息公示的具体办法由国务院工商行政管理部门另行制定。</p>	<p>第二十四条 國務院工商行政管理部門は企業信用情報公示システムの技術規範制定に責任を負う。個人事業主、農民專業合作社の情報公示の具体的弁法は國務院工商行政管理部門が別途規定する。</p>
<p>第二十五条 本条例自2014年10月1日起施行。</p>	<p>第二十五条 本条例は2014年10月1日から施行する。</p>

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されており、全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。